五　投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正関係

1　資産運用規制の見直し

投資信託委託会社による運用報告書の虚偽記載等に対する法定刑を、六月以下の懲役若しくは五〇万円以下の罰金又はこれの併科から、三年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金又はこれの併科（法人重課三億円以下の罰金）に引き上げることとした。（第二三九条及び第二四八条関係）

2　投資信託制度

(一)　投資信託の併合及び約款変更に係る書面決議手続等の見直し

(1)　投資信託委託会社が投資信託の併合をしようとする場合において、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものであるときは、当該併合に関する書面決議を不要とすることとした。（第一七条第一項関係）

(2)　投資信託の併合及び約款変更に関する書面決議に係る受益者数要件を廃止することとした。（第一七条第八項関係）

(3)　投資信託の信託契約期間中に受益者が当該投資信託の償還を請求したときに投資信託委託会社が当該信託契約の一部を解約することにより当該請求に応じることとする投資信託については、反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を除外することとした。（第一八条関係）

(二)　運用報告書の「二段階化」

投資信託の運用報告書のうち重要な事項を記載した書面の作成及び受益者への交付を義務付けるとともに、それ以外の記載内容を含めた運用報告書自体については、電磁的方法による提供を可能とすることとした。（第一四条関係）

3　投資法人制度

(一)　資金調達・資本政策手段の多様化

投資法人が自己の投資口を取得することができる場合として、新たに、あらかじめ規約にその旨を定めた場合を追加するとともに、新投資口予約権の創設に係る規定を整備することとしたほか、出資総額等からの控除による損失の処理を可能とすることとした。（第八〇条～第八〇条の五、第八八条の二～第八八条の二三及び第一三六条関係）

(二)　「簡易合併」要件の見直し

投資法人の「簡易合併」について、吸収合併存続法人が吸収合併消滅法人の投資主に対して交付する投資口の総口数が、当該吸収合併存続法人の発行可能投資口総口数から発行済投資口の総口数を控除して得た口数を超えないことという要件に代え、発行済投資口の総口数の五分の一を超えないことを要件とすることとした。（第一四九条の七関係）

(三)　役員会の事前同意制度の導入

資産運用会社が登録投資法人の委託を受けて当該登録投資法人の資産の運用を行う場合において、当該登録投資法人と当該資産運用会社の利害関係人等との間で一定の取引が行われることとなるときは、当該資産運用会社は、あらかじめ、当該登録投資法人の役員会の同意を得なければならないこととした。（第二〇一条の二関係）

(四)　国外の特定資産の取得等のための過半議決権保有制限の見直し

登録投資法人が国外の特定資産について、当該特定資産が所在する国の法令の規定その他の制限により、その取得等ができない場合において、専らこれらの取引を行うことを目的とする法人の発行する株式を取得するときは、過半議決権保有制限の対象外とすることとした。（第一九四条関係）

(五)　投資口発行の差止請求制度の導入

投資主が投資法人に対し投資口の発行の差止めを請求できることとした。（第八四条関係）

六　長期信用銀行法の一部改正関係

銀行法の銀行及び銀行持株会社の子会社の範囲に係る改正等に準じて、所要の規定の整備を行うこととした。（第一三条の二及び第一六条の四関係）

七　預金保険法の一部改正関係

1　目的

この法律の目的に、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置を加えることとした。（第一条関係）

2　運営委員会

運営委員会（以下「委員会」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員四人以内を置くことができることとしたほか、所要の規定の整備を行うこととした。（第一六条～第二三条関係）

3　預金保険機構の業務の範囲等

(一)　預金保険機構（以下「機構」という。）の業務の範囲に、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置に係る業務等を追加することとした。（第三四条関係）

(二)　機構は、上記の業務を行うため必要があると認めるときは、金融機関等に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができることとした。（第三七条関係）

(三)　機構は、上記の業務については、危機対応勘定において区分経理することとした。（第四〇条の二関係）

4　金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置

金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置を整備することとした。

(1)　金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の必要性の認定

内閣総理大臣は、以下の措置が講ぜられなければ、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議（以下「会議」という。）の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定（以下「特定認定」という。）を行うことができることとしたほか、所要の規定の整備を行うこととした。

イ　特定第一号措置（債務超過の金融機関等を除く）

機構による特別監視及び資金の貸付け等又は特定株式等の引受け等

ロ　特定第二号措置（債務超過・債務超過のおそれ又は支払停止・支払停止のおそれがある金融機関等）

機構による特別監視及び特定資金援助（※下記(2)参照）（第一二六条の二第一項等関係）

(2)　対象

金融機関等（銀行・銀行持株会社等、保険会社・保険持株会社等、一定の金融商品取引業者・指定親会社等）（第一二六条の二第二項関係）

(3)　金融機関等の自己資本その他の取扱い

内閣総理大臣は、特定認定を行おうとする場合等において、金融機関等が発行した一定の社債等について、当該金融機関等の自己資本等における取扱いを決定するものとした。（第一二六条の二第四項等関係）

(4)　機構による特別監視等

イ　内閣総理大臣は、特定認定が行われたときは、当該特定認定に係る金融機関等を、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分が機構により監視される者（以下「特別監視金融機関等」という。）として指定するものとするほか、所要の規定の整備を行うこととした。

ロ　機構は、必要があるときは、特別監視指定に係る監視の実施を第三者（「特別監視代行者」という。）に委託することができることとした。（第一二六条の三、第一二六条の四及び第一二六条の一一関係）

(5)　特定管理を命ずる処分等

イ　内閣総理大臣は、一定の要件に該当すると認めるときは、特定第二号措置に係る特定認定に係る金融機関等に対し、機構による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「特定管理を命ずる処分」という。）をすることができることとしたほか、所要の規定の整備を行うこととした。

ロ　機構は、特定管理を命ずる処分に係る業務を行わせるため、代理人（「機構代理」という。）を選任することができることとした。（第一二六条の五～第一二六条の九関係）